



羅針盤

怪しき雲行き

平川博之

全老健 副会長



介護分野の外国人在留者は、EPA介護福祉士1,069名・EPA候補者2,144名(2023年6月1日現在)、在留資格「介護」6,284名(2022年12月末現在)、技能実習1万5,011名(2022年6月末現在)、特定技能1万9,516名(2023年3月末現在)を合わせて約4万4,000名を数える。これ以外の身分資格で勤務する者もかなりの数があり、着実に外国人介護職は、日本の介護現場の一翼を担う存在となってきている。

思い返せば9年前、技能実習制度に「介護」を加えることを検討した国の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」で、私は終始一貫して日本語要件の重要性を訴え続けた。結局は反対派からの締め付けが厳しく、思いどおりの基準とはならなかったが、この検討会では既存の技能実習制度の課題やその改善策等についても有意義な議論ができた。特に、他産業の技能実習制度とは異なる「対人業務」という介護の特異性を重要視し、介護ならではの規制や運用を組み入れた「介護固有要件」を付帯できたことは大きかった。

この「介護固有要件」では、1. 実習生の日本語能力：入国時は「N4」程度、2年目には「N3」程度とする。2. 受入れ事業所：①介護福祉士国家試験の実務経験対象施設とする②訪問系サービスは対象外とする③設立3年以上の事業所とする。3. 実習体制：①技能実習生数は事業所単位とし、常勤介護職員の総数を上限とする②指導員は技能実習生5名につき1名以上を選任しうち1名以上は介護福祉士等とする③入国後速やかに介護の専門用語・基礎知識等の研修を受講する④実習生の夜勤には介護職員が付き添う等を要件、としている。

その結果はどうであったか。技能実習制度のなかでは新参者の「技能実習介護」だが、他業種の技能実習生と比較し、この間、不幸な事件や事故といったトラブルは明らかに少なかった。私はその要因として、前述の「介護固有要件」が保険としてうまく機能していたことと、受入れ施設の外国人介護職員に対する公平かつ誠実な対応があったからだと考えている。

検討会に関わった者として胸を撫でおろしていたところに、この度「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」に召集された。この検討会の設立の目的は「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の中間報告書を受けて、技能実習制度を廃止し特定技能制度へ移行していくなかで体系的な能力を身につける観点から、より幅広い介護業務に従事できる制度に変えていくため、改めて「外国人介護人材の業務の在り方」について議論していくというものである。

準備が良いことに第1回の会議ですでに検討項目が絞られており、その主たるものは1. 訪問系サービスなどへの従事をどう考えるか。2. 事業所開設後3年要件をどう考えるか。3. 就労開始6か月後からの人員配置基準算定をどう考えるか、の3点である。これを前述の「介護固有要件」狙い撃ちの検討会と見るのは私だけであろうか。

実際、この日の検討会では検討課題と関連資料の提示と、構成員から挨拶代わりにコメントが出された程度で終了したにもかかわらず、翌日の新聞紙面では「要件緩和に向けて検討始まる」といった見出しが数多くみられた。これでは「結論ありきの検討会？」と穿^{うが}った見方をされるのではと心配している。無論そのようなことはないと思うが、9年前、真摯に検討された「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の固有要件、その後、衆議院法務委員会でも承認された本件を緩和するのであれば、しっかりとしたエビデンスを提示いただきたい。

ただし、費用の問題等、固有要件が弊害で円安の日本には外国人が来なくなるといったレベルの議論は勘弁願いたい。要件を安易に緩和すれば送り出し側の人材の質は低下し、受入れ側の質も低下するのはこれまでの技能実習制度等の失敗で散々学んできた。外国から日本の介護力となっていただく1人の人間を受け入れることは、それなりの信念と覚悟が必要で、安直な道はないと私は考える。